

別紙	「EEZにおける洋上風力発電の実施に向けたこれまでの議論（案）」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	手続に関する御意見	
1	今般のパブコメは、EEZ における洋上風力開発にかかる制度設計の初期的段階で、大枠の方針について意見募集を頂いているものと理解する。今後、法案通過後に下位の法令・規制類によって具体化・詳細化すべき事項も多くあるものと思われ、それらの制度設計作業の進捗に合わせ、適宜、追加的なパブコメをお願いしたい。	ご指摘のとおり、今般の意見公募は、EEZ における洋上風力発電の実施に向けた制度の骨格を示したものであり、具体的な政令や省令のほか、運用において整理すべき事項については、今後詳細な検討を進めてまいります。その際に、必要に応じ追加的な意見公募の実施についても併せて検討してまいります。
2	仮許可事業者選定時の審査基準を事前に公表の上、改めてパブリック・コメントを実施願いたい。	事業者の選定基準については、P6 論点 4 に「事業計画に求められる事項等の詳細については、募集要領を策定するなど、別途検討していく必要がある。」と記載したとおり、募集要領等の中で提示することとしており、今後、詳細な内容について検討を進めてまいります。その際に、意見公募の実施についても併せて検討してまいります。
1. EEZにおける洋上風力発電の実施に係る関係府省庁による検討状況等		
(1) 検討体制と主要論点		
3	洋上風力発電では、渡り鳥などのバードストライクについては議論・考慮されているのでしょうか？北海道に渡ってくる大型の猛禽類などでは、陸上の大型風力発電とのバードストライクにより、大怪我を負って死亡する事例も相次いでいます。また、破損した時に風車の部材などがそのまま海洋中に拡散し、海洋ゴミになるリスクも考えられます。風力発電は小型化し、人口の多い都市部で行うのが、最も悪影響の少ないやり方と考えられます。安易に大型風力発電を建設するのをやめ、方針転換を真剣に検討して下さい。	風力発電による動植物等への環境影響については、環境影響評価法（平成9 年法律第81号）に基づき事業者が確認し、適切な環境保全措置を講ずる仕組みとなっています。 なお、EEZ及び領海において実施される洋上風力発電事業に係る環境配慮の在り方については、中央環境審議会 総合政策部会 風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会において、新たな制度の検討が進められ、令和6 年3 月7 日に答申が示されています。今後は、当該答申を踏まえ、政府において適正な環境配慮を確保するための新たな制度の実現に向けた取組が進められる予定です。
4	募集区域ならびに利害関係社との調整の項目に関して、海洋環境ならびに漁業への影響について言及されているが、海洋に関するもののみでなく、周囲の陸域も含む環境全体への配慮を伴った制定が必要である。現在、日本国内で陸上の風力発電が鳥類の事故死の原因となっており、諸外国においても洋上風力発電により鳥類の事故死が報告されている。陸上の環境保全は海洋の環境保全にも多大な影響を及ぼす要素であり、それらを除外して論を進めることは本末転倒である。そのため、渡り鳥の飛行ルートや他の生物の索餌海域などの要素も洋上風力発電の区域設定や、地域との調整に含むべきだ。また、事業者の選定の際にこれらの事故への対策や環境への影響への配慮も、選定要素に加えるべきである。 また、昨今では風力発電においてそれらのデータの改竄の懸念も問題視されており、事業者の選定には過去の実績も考慮し、またデータの改竄等があった場合には罰則を設けるべきである。	
5	EEZの環境に関する情報は稀有であること、また対象エリアが広大であることから、投資の採算性を検討する観点から、環境影響について早期に把握することが重要である。このため、領海内と同様に国主導で環境影響評価の方法書までの検討を進めて頂きたい。	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	EEZに設置される洋上風力発電施設付近を航行する一般商船・漁船等の船舶の安全航行を確保するため、次の措置の実施を要望する。 ◎全洋上風力発電施設の海図（電子海図を含む）への記載・情報のUP DATE ◎洋上風力発電施設付近を航行する一般商船・漁船等の船舶の安全航行を確保するための措置について、IMO（国際海事機関）において全正解で統一措置の決定 ◎洋上風力発電施設群間を航行する際の安全航行海域の設定ならびに海図（電子海図を含む）への記載・情報のUP DATE ◎船舶から容易に洋上風力発電施設を確認できるようにするため、洋上風力発電施設へのAIS（船舶自動識別装置）・レーダーリフレクター・霧笛信号等の搭載 ◎洋上風力発電施設群の存在を容易に確認するため、施設群のそれぞれの角・端に設置される洋上風力発電施設の識別措置（塗装色等での識別・AIS（船舶自動識別装置）・レーダービーコンの発射等）	船舶の安全な航行を確保することは国際約束の履行の観点からも極めて重要であるため、EEZに設置される洋上風力発電設備に対する安全確保のための措置については、P6 論点4に「事業計画に求められる事項等の詳細については、募集要領を策定するなど、別途検討していく必要がある」と記載したとおり、今後詳細について検討を進めてまいります。
7	海洋空間計画（MSP）について： 第20回合同会議資料3 p5 3-1 「各国政府にて海洋空間計画（MSP）を策定しており、その策定プロセスにおいて、ステークホルダー等との一定の合意形成を政府主導で実施。」 第20回の資料では諸外国のMSPについて記述があるが、日本のMSP作成についての議論は何時、何故抜けたのか。 内閣府が行った、「排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電の実施に係る国際法上の諸課題に関する検討会」でもMSPについては議題に上がっており、洋上風力発電実現時の安全性だけではないことも指摘されている1）。 自然環境保全の面からも、2021年G7サミットで、2030年までに国土の30%以上を 自然環境エリアとして保全するとの国際公約（30by30）2）があり、海洋利用についての利害関係者の調整は必須である。 洋上風力発電においても、国は、漁業者を始めとするステークホルダーとの調整の主体を事業者とせず、協議を公にして、広く国民の協力を得る努力をすべきである。海の利用が複合的であることは、日本だけではなく諸外国でも同じで、利害を調整するために利用目的を分けるのではないのか。MSP策定には時間がかかるため、仮に当初はMSPに頼らず、限定的な海域について洋上風力を始めとするエネルギー資源開発を進めるものとしても、長期的にはMSPを策定して利害関係者の調整をすべきではないか。 同一海域を漁業とエネルギー開発と、複合した利用を進めるにしても、MSP策定とは何ら矛盾をすることはなく、MSP策定への議論3）を無視するべきでない。	我が国の領海及びEEZは、世界第6位の面積を有する広大な海域であり、欧州とは置かれている状況が異なるほか、漁業、海運等で従来盛んに利用されていることから、既存の利用者が多岐にわたっており、利用関係も複雑です。内閣府において、このような我が国の実情を踏まえた、海域の利用調整については、海洋状況表示システム「海しる」のさらなる活用・機能強化等により海洋の利用実態を可視化し、既存の利用者と新たに海域を利用することを希望する者との間の調整の円滑化を図っていくことが有効であるとし、このような取組を進めているところです。
8	EEZの洋上風力発電への適用空間割合 今回のパブコメでは、EEZの洋上風力発電への利用に対する手続き案に終始している。第6次エネルギー基本計画にも、「再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し」あるのであるから、大規模導入が期待されるEEZ内での洋上風力発電を最大限実現するべく、目標を立てるのが先ではないか。現時点での国内総電力需要の9倍存在する洋上風力発電のポテンシャル1）を鑑み、EEZの10%は洋上風力発電に割り当てる等の目標を置いてもらいたい。	P1「1. EEZにおける洋上風力発電の実施に係る関係府省庁による検討状況等」に記載のとおり、洋上風力合同会議において議論する項目については、「ii）区域創出」と「iii）入札方式」としております。 また、導入目標については、同頁に「2040年30～45GW目標を達成していくためには、開発に要するリードタイムを考慮し、世界第6位の面積を誇る我が国のEEZも視野に加速していく必要」と記載しているとおり、2040年の政府目標として30～45GWを設定しております。
9	制度設計について 最初からすべての海域指定に適する制度とする必要はなく、段階的に適した方法を探っていくべき。初期段階と、案件生成が進んだ段階では、事業の予見性も事業環境も異なる。英国でも、Round4、Round5と制度を修正してきている。硬直した制度設計ではなく、柔軟な制度設計にしてほしい。	現行の再エネ海域利用法に基づき、領海及び内水において案件形成が行われてきた区域においても海域利用に係る基本的ルールを定めた後、占用公募制度の運用指針やガイドラインにおいて、その具体的運用を有識者に諮りながら定めてまいりました。また、一度策定した運用指針やガイドラインについても、不断の見直しを行うこととしており、公募を重ねるごとに必要な見直しを行っております。EEZにおける案件形成においても、領海及び内水と同様に、有識者にも諮りながら詳細な運用に関する検討を進めるとともに、その運用に関し不断の見直しを行うなど柔軟な対応をしてまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	占有期間 占有期間を現状の再エネ海域利用法による30年は短すぎる。近年の洋上風車の運転期間は30年程度を想定している。特に、英国Dogger Bankでは運転期間35年で設計されている。洋上工事の開始から、運転、撤去を含めると最低でも40年は必要ではないか。事業者にとって30年以降に海域占有できないリスクがある状態では、投資家の了解を得ることができない。ちなみに、英国の占有期間は60年。	現行の再エネ海域利用法に基づく、促進区域内海域の占有期間については、海洋に関する施策との調和を図りつつ海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、促進区域内海域を同一人に不当に長い期間占有させることは適切でないため、洋上風力発電事業に係る調査や建設、発電、撤去の期間を踏まえ、30年を超えない範囲内において政令で定める期間としています。 EEZにおける海域を利用できる期間についても、海洋に関する施策との調和を図る観点や、洋上風力発電事業の建設や発電・維持管理、撤去に至るまでの一連のプロセスにかかる期間について、洋上風力発電事業の技術的動向等も踏まえた上で設定を行ってまいります。
11	運転期間30年超を確保できる占有期間として貰いたい。 事業の複雑化・大型化並びに国民負担抑制の観点から運転期間30年超を確保できる占有期間を設定頂きたい。	
12	発電設備の設置許可の有効期間については、最低でも30年間の設備稼働が可能になるよう、長期での設定をお願いいたします。昨今の技術革新により洋上ウィンドファームの設計寿命は近い将来30年超に到達すると考えられ、制度上の前提としてこの技術革新を織込んでおくことで発電コストの低減につながります。	
13	系統の確保について 募集区域の設定においては、1 自然的条件、2 海洋環境保全、3 漁業、防衛、主要航路、等の条件を考慮して選定するとありますが、事業性を大きく左右する要因として、系統への接続も重要な要因となります。 系統接続は国のエネルギー政策に左右され、また系統接続先が発電ポテンシャルを踏まえた適切な出力規模になっていない可能性もあります。このため、個別の事業で系統を確保するのではなく、募集区域を設定した段階で接続系統についての情報を共有すべきと考えます。	提示している案は制度の骨格を示したものであり、運用において整理すべき事項等については、今後詳細について検討を進めてまいります。
14	バンクابل且つ保険付保可能な法整備をお願いしたい。 具体的にはプロジェクトファイナンスを想定した場合にレンダーが担保設定を行う上で必要な法体系の整備（例えば国内法上の工場抵当法における工場財団に代わる新たな法制度の制定）。 適用される国内法がない現状下で、事業規模が大きくなることからプロジェクトファイナンスの融資組成、保険付保を可能にする法整備が必要。	提示している案は制度の骨格を示したものであり、運用において整理すべき事項等については、今後詳細について検討を進めてまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
15	区域指定（利害関係者との調整含む）、仮許可事業者選定が行われる時間軸についての現時点での想定をご教示頂きたい。本意見公募を踏まえた検討そのものの時間軸について現時点での想定をご教示頂きたい。	ご指摘いただきました、区域指定や仮許可等のスケジュールについては、今後、その運用に係るガイドライン等の策定を予定しており、その中で具体的な時間軸等について提示していきたいと考えております。
16	国内法制度の環境整備が必要になりそうな主要論点は以下を含め、幾つかあると考えられます。事業者等の意見も聴取しつつ検討体制と論点の整理をお願いいたします。また各種検討の体制・タイムラインについて、可能な限り計画を前広に公開頂けますと予見可能性が高まり大変助かります。 ✓EEZ案件の送变电設備整備及び系統接続の在り方 ✓EEZ事業にプロジェクトファイナンス活用時の担保設定に必要な法体系整備 ✓EEZ事業におけるカポタージュ規制適用内外の整理、及び適用される場合は同規制緩和の在り方 ✓EEZ案件の規模・件数を想定した大規模浮体洋上風力案件向け港湾整備および利用の在り方 ✓EEZにおける他国密漁船やEEZ境界線の認識が異なることによる海外漁業者による漁業活動者との接点等への対応 ✓EEZ事業への他国からの妨害（日本の経済活動を妨害する行為）に対する防衛や保険等の事業者救済措置の在り方、等	提示している案は制度の骨格を示したものであり、運用において整理すべき事項等については、今後詳細について検討を進めてまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	2. EEZにおける洋上風力発電の実施に係る主な論点	
	(1) 論点1：事業者に対する権利付与	
17	公海は都道府県漁業調整規則が適用される海面との判例がある。	EEZでは、農林水産大臣許可漁業者に加え、知事許可漁業者等も操業していることから、P8 論点5に「利害関係者の範囲や特定方法、国や事業者の役割、協議内容等の具体的な運用に当たっての課題については、事業予見性や利害関係者等の対応コストにも影響するため、別途検討していく必要がある」と記載しているとおり、今後詳細について検討を進めてまいります。
18	他国による障害・干渉等、事業の遂行が妨げられるリスクに対して事業者の安全・財産が保護される制度を整備願いたい。	海洋法に関する国際連合条約（平成8年条約第6号。以下「国連海洋法条約」という。）において、EEZにおける風からのエネルギー生産に関する活動については、沿岸国に与えられた主権的権利とされています。この主権的権利等に基づき、発電事業を行う者が長期的、安定的かつ効率的に事業を実施できるように、国は必要な管轄権を行使することとなります。EEZ及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）第3条に基づき、EEZにおける経済的な目的で行われる開発のための活動等については、我が国の法令（罰則を含む。）を適用するとされています。
	(2) 論点2：二段階方式を前提とした具体的な制度のあり方	
19	リース料の高騰を防止する仕組みを構築いただきたいと思います。 特に事業実施の可否は再エネ特措法入札まで未確定であることに鑑み、それ以前のリース料に対する軽減措置を設けていただきますようお願いいたします。	洋上風力合同会議において、論点6「事業規律」として、EEZにおいてはリース料としてではなく、現行制度と同様に保証金等により担保していくこととしており、EEZにおいてリース料の徴収は想定しておりません。
20	区域の重複が生じた場合の仮の許可付与基準を明確化していただくようお願いいたします。また、英国の制度にならって、同時に複数区域を申請できる制度設計としていただくようお願いいたします。	ご指摘の事項については、P6 論点4に「事業計画に求められる事項等の詳細については、募集要領を策定するなど、別途検討していく必要がある。」と記載したとおり、募集要領等の中で提示することとしており、その内容については、今後詳細について検討を進めてまいります。
21	区域設定時には当該区域で募集する総発電容量を明確にさせていただくとともに、発電事業者の計画する発電容量には広い幅を持たせ、自由度を高めるようにお願いします。	ご指摘の「発電事業者の計画する発電容量には広い幅を持たせ、自由度を高めるようにお願いします」については、P4 論点2に「事業者は、国が指定した広域の候補海域内において、発電事業を実施する海域を自由に設定し、当該海域に関する区域図案や発電設備の設置計画案を添えて国に申請。」と記載したとおり、事業者が計画案を自由に設定した上で、申請することができる制度を想定しております。 また、ご指摘の「募集する総発電容量を明確にいただく」を踏まえ、今後詳細について検討を進めてまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
22	「①の後、海域の先行利用者である漁業等と共存共栄した発電事業を実現する観点が重要であることから、事業者は利害関係者との調整を行う。」とあるが、たとえば、石油・ガス、船舶・航路、パイプライン、通信、浚渫、海洋哺乳類、鳥類、防衛など、多様な利害関係者との調整について、誰がいつどのように実施するのか、国の現時点の見解を教えてください。	P5 論点3 のとおり、募集区域を指定する前段階で、国が事前調査を実施することとしております。事前調査を実施する際には、あらかじめ関係漁業者等への説明や確認等が必要と考えており、今後詳細について検討を進めてまいります。また、募集区域を指定する段階では、漁業、防衛レーダー、主要航路、海洋環境等について農林水産省をはじめとする関係省庁に協議を実施し、その協議結果を十分に尊重した上で、国が募集区域を指定することとしております。その上で、協議会における具体的な協議内容等については、P8 論点5 に「利害関係者の範囲や特定方法、国や事業者の役割、協議内容等の具体的な運用に当たっての課題については、事業予見性や利害関係者等の対応コストにも影響するため、別途検討していく必要がある」と記載しているとおり、今後詳細について検討を進めてまいります。
23	「①の後、海域の先行利用者である漁業等と共存共栄した発電事業を実現する観点が重要であることから、事業者は利害関係者との調整を行う。」とあるが、一般的に沖合では巻き網や底引網が中心となり、漁業と洋上風力が同じ海域で共存することはできないに近い。両者をきちんとデマケして、洋上風力をする場所を国が設けることが必要となる。ここである事業者による利害関係者との調整とはどういう内容を想定しているか。	
24	発電事業者が一段階目に選定された後、漁業者調整等の結果、事業が実施できる海域がない事態を避けるため、「広域の海域」のうち、関係漁業者との調整が整っている区域（位置、形状、面積等）を、一段階目の事業者募集段階で示されたい。	P5 論点3 のとおり、募集区域を指定する前段階で、国が事前調査を実施することとしております。事前調査を実施する際には、あらかじめ関係漁業者等への説明や確認等が必要だと考えており、今後詳細な検討を進めてまいります。また、募集区域を指定する段階では、漁業、防衛レーダー、主要航路、海洋環境等について農林水産省をはじめとする関係省庁に協議を実施し、その協議結果を十分に尊重した上で、国が募集区域を指定することとしております。その上で、国、漁業者をはじめとする利害関係者、仮許可事業者等により、協議会にて議論を行ってまいります。その際、事業者の提示する事業計画案に基づき、例えば漁場との関係から海底送電線の敷設を避けるべきエリアや、漁期との関係で避けるべき工事期間などの具体的に議論することを通じ、相互に理解を深めていくことが大切であると考えております。
25	・沖合域（EEZ）を対象とした風力発電開発の場合、利害関係者の範囲が地先の都道府県の範囲を超え、回遊性魚類の分布・回遊範囲も広域にわたることから、利害調整にあたっては、事業海域単位で組織される協議会の連絡・調整を行う枠組（広域協議会）が必要であり、その点を明示してはどうか？ ・これに関連して、論点5 においても「利害関係者と発電事業に関し必要な協議をおこなう協議会を組織する」こと、仮の許可を受けた複数の事業者と調整する場合の漁業者団体等の対応コストを軽減するため「国が統一的な調整組を設けるなどの工夫」をすることが示されており、この議論の方向には異論はない。 ・しかしながら、沖合に展開する場合は、利害関係者や水産資源の分布・回遊の範囲が広域となることから、調整においてポイントとなるであろう「漁業共生・振興策」の策定にあたっては、内容や手段において、地域間の利害対立を招くことがないような、広域的・総合的な視点からの協議・調整が必要である。	ご指摘の共生策の在り方については、今後、詳細について検討を進めてまいります。
26	海域が重複した場合、「最も適切な者に対して仮の許可を付与する」とあるが、事業者提案の海域が重複した場合に、第一に事業者選定を行うのではなく、まずは重複した海域の公表とそれを踏まえた再提出等の調整する手続きを行うことを検討いただきたい。	No20の回答のとおり。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
27	EEZの取り扱い： 第23回合同会議 各委員からのご意見について（加藤委員）のご意見 「論点2：一段階でも入札すべきだが、なぜしないのか」に対する回答「一定の要件に合致する場合には禁止を個別に解除する許可制度を事務機局からお示ししている」の部分。 第1段階は入札でなく許可との理由が、EEZの利用禁止を個別に解除するとのことだが、そもそも、MSPで利用方法を定めれば個別解除ではなく許可になる。きちんと、海域の利用方法をあらゆるステークホルダー間で調整したうえで、入札すればよいはずではないか。 仮許可後の調整では、事業者にとっての負担が大きすぎる。事前調整の後、第1段階も入札にした方が、結果的に早く、大きく再生可能エネルギーの導入ができると思う。	領有権を有しないEEZでは、国連海洋法条約に定められる、EEZにおける風からのエネルギー生産に関する活動の主権的権利や、その施設等を建設し、利用等を許可・規制する排他的管轄権を行使するために、発電設備の設置を一律に禁止した上で、一定の要件に合致する場合に禁止を個別解除する仕組みとする必要があります。
28	漁業を始めとするステークホルダーとの調整： 論点2 p4 対応策 「英国では一段階目の海域リース入札の後、発電事業者が漁業者等の利害関係者との協議を実施し」の部分 英国での利害関係者の合意形成の主体が「事業者」となっているが、海域リースのオークションに入る前に、Crown Estateが合意形成の役割を担っている。発電事業者が合意形成を目指すのは、Crown Estateが地ならしをした後であって、入札前にオークションの仕組み自体への合意形成が図られている。 https://www.thecrownestate.co.uk/our-business/marine/round-5-updates-archive 英国でも、発電事業者が最初から主体的に利害関係者との協議を実施するような、誤った情報を発信しないで頂きたい。 2024年2月7日に、駐日英国大使館で講演を行ったHuub den Rooijen氏によれば、Crown Estateによる調整により、漁業者は自分たちの意見を十分に聞いてもらって満足しているとのこと。このような役割こそ国もしくは、国を代表する組織が担うべきではないか。	ご指摘いただいた事項については、第20回洋上風力合同会議(2023年11月15日)の資料3のP5に「各国政府にて海洋空間計画(MSP)を策定しており、その策定プロセスにおいて、ステークホルダーとの一定の合意形成を政府主導で実施。」と記載しております。
29	「事業者は、国が指定した広域の候補海域内において、発電事業を実施する海域を自由に設定し、当該海域に関する区域図案や発電設備の設置計画案を添えて国に申請。」との記載について、事業者の予見性向上やより適正な計画の立案のため、国の指定から事業者による申請までに十分な時間を設けていただきたい。また、「一定基準」「長期的、安定的かつ効率的な実施の観点」については、その審査基準についてあらかじめ明示してほしい。	No20の回答のとおり。
30	「一段階目において仮の許可を付与された事業者が利害関係者との調整を行う」との説明について、利害関係者の特定から具体的な調整の実施には相当の時間を要する可能性があり、長期化すると、国の案件形成の目標達成にも支障をきたす虞があると史料。そのため、P.5募集区域の設定の考え方の対応案に記載のある「③区域内の漁業者等をはじめとした利害関係者からの意見を広く聴取するための広告縦覧に加え、漁業、防衛レーダー、主要航路、海洋環境等について予め考慮するための各省協議を実施する」については、利害関係者の意見、各省との協議内容は詳細に公開してほしい。加えて、事業者による調整がなるべくスムーズに進むようなご支援をお願いしたい。	ご指摘の事項については、現行制度においても、促進区域指定の際には、その前に行う公告縦覧時にいただいたご意見を公表しており、EEZについても同様に、公告縦覧時にいただいたご意見については公表することを想定しております。また、ご指摘の関係省庁との協議結果の公開については、今後詳細について検討を進めてまいります。
31	一段階目に仮の許可を付与された事業者が、2段階目までの間に、撤退や仮許可が不適切と判断された場合は、改めて、一段階目を実施するのか。それとも、先の申請において、国の審査で選定された事業者の、次の得点（2番手）を獲得していた事業者に対し、繰り上げて仮許可を付与されるのか。	ご指摘の仮の許可を付与された事業者の撤退や仮許可の取消しがあった場合については、最初に事業者を募集した時と事業環境等が異なることから、再度、募集を行うことが想定されますが、今後詳細について検討を進めてまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
32	論点2の対応策1項目目で参照されている英国の例に倣い、利害関係者に過不足がないことの認定や、利害関係者との合意状況の良し悪しに関する最終的な意思決定について、洋上風力の政策上の戦略的重要性も踏まえたうえで国にてご判断頂けるようお願いいたします。	ご指摘の利害関係者との調整等については、P8 論点5に「利害関係者の範囲や特定方法、国や事業者の役割、協議内容等の具体的な運用に当たっての課題については、事業予見性や利害関係者等の対応コストにも影響するため、別途検討していく必要がある」と記載しているとおり、今後詳細について検討を進めてまいります。
33	①について、一段階目に国が広域の候補海域を指定するまでの段階で、国にて客観的データに基づく利害関係者との丁寧な対話を重ねて頂き、その協議先・協議状況・協議内容（事業者にとっての留意事項）を事業者が一段階目への申請検討時に把握できるよう、透明性を確保して情報提供してください。この情報提供は事業者の一段階目参加判断に不可欠です。 ②について、事業者が調整を行うべき利害関係者は上記①で特定された利害関係者をベースとし、必要に応じ事業者が追加を行った後に国に申請、その後一定の期間内に利害関係者に過不足が無いことを国にて審査し認定する等のプロセスを検討してください。ここで認定されていない利害関係者が後から何らかの権利を主張した場合は、事業者ではなく国による判断・対応をお願いいたします。 ③について、事業者と利害関係者との調整状況については事業者による申請後、一定の期間内に国が審査し、その調整内容・設置計画・区域図のもと事業実施することを許可してください。許可が出た後に利害関係者が何らかの権利を主張した場合は、事業者ではなく国での判断・対応をお願いいたします。 ※このときに工事計画届関連の各種審査や環境アセスメントの長期化が利害関係者との調整の支障とならないよう、これらの審査手順の明確化や期間短縮についても、引き続きご検討をお願いします。	ご指摘の利害関係者との調整等については、P8 論点5に「利害関係者の範囲や特定方法、国や事業者の役割、協議内容等の具体的な運用に当たっての課題については、事業予見性や利害関係者等の対応コストにも影響するため、別途検討していく必要がある」と記載しているとおり、今後詳細について検討を進めてまいります。 また、募集区域の指定に当たっては、P5 論点3に提示しているとおり、国が事前調査を実施することとしております。事前調査を実施する際には、あらかじめ関係漁業者等への説明や確認等が必要と考えており、今後、詳細な検討を進めてまいります。併せて、事前調査の際に国が取得した情報を、事業者に提供する点についても、検討を進めてまいります。
34	利害関係者調整と詳細設計に要する仮許可の付与期間は、十分に長い期間とすることが必要と考える。 三菱総研報告書1 では、デセントラル方式（非セントラル方式）を採用する先行市場では、海域選定から運転開始に至る一般的な所要期間は約12年とされている。期間の長さについては事業経験にも符合するものだが、この調査結果は運開まで至った一般的な案件についてのものであると解釈されるところ、制度上、仮許可の最長の有効期間を定めるための参照データとして用いる場合は、この期間に一定の裕度を加えた期間を定めることが望ましいと考える。 また、事業実施の確度が担保されるのは、運転開始時点よりは、売電先が確保された後、通常12～18 か月後に為されるFID の時点であることから、仮許可の期間は、仮許可の付与からFID の期間として定義することが合理的と史料する。こうした制度設計は、英国の海域リースラウンド5（ケルト海）の例があり、そこでは売電先確保前の海域リース期間として10年が設定されている。 ・事業者は、仮許可の期間中、利害関係者調整や詳細設計を実施するため、仮許可の期間は相当程度、長期に及ぶ必要があると想定される。案件の停滞を防ぐ観点からは、仮許可の継続を、一定の事業の進捗が見られること（例えば調査・設計の進捗や、許認可申請・受理等）にかからしめることが考えられる一方で、系統や港湾の整備の遅れ等の外部要因により事業計画が遅延した場合や、利害関係者調整における事業者の合理的努力にもかかわらず利害関係者調整が停滞した場合等には、仮許可の期間の延長を認めることが必要ではないか。 参考資料： https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000689.pdf	ご指摘の事項については、P4 論点2に「一段階目の仮の許可を受けてから、許可を受けるまでの期間（①～③）について、案件の停滞を防ぐ観点から有効期間を設定する」としておりますが、今後詳細について検討を進めてまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
35	2段階方式において、同一ないし近接の募集区域に立地する複数の発電所がそれぞれ別の連系点に接続することは、全体最適の観点から非効率を生じる可能性がある。そのため、一般負担とするか事業者の特定負担とするかは別途の検討を要するとしても、地理的に近接する発電所からは一般送配電事業者が整備する共通の洋上変電所に接続させることが望ましいのではないかと。また、このような接続地点の検討は各一般送配電事業者の供給区域単位ではなく、全国大で最適な地点が検討されることが必要と考える。	ご指摘の事項について、P8 論点5に「募集区域内において活動する漁業者団体等が、仮の許可の付与を受けた複数の事業者と調整することとなった場合、当該漁業者団体等による対応コストが増大することが想定されるため、このような場合については、協議会の設置に際して、国が統一的な調整枠組を設けるなどの工夫をする」と記載しているとおり、国が設ける統一的な調整枠組の中で事業者間の調整をすることも含めて、今後詳細について検討を進めてまいります。
36	1段階目の事業実施海域の申請時には、海域利用者の現状と仮許可期間中の利害関係者調整の難易を把握するため、事業者が地域関係者に接触しようとする事態が想定されうるため、申請・選定の時期の近辺では潜在的な地域関係者との不適切な接触を制限することが必要と考える。	ご指摘の事項については、現行制度においても、適切な競争環境を実現する観点から、公募を開始した後は、地域の利害関係者等と事業者との接触を制限しております。EEZにおいても同様に対処する必要があると考えておりますが、今後詳細について検討を進めてまいります。
37	リードタイムの短縮を理由として2段階方式の導入が検討されているが、仮許可後の協議会での調整の進捗状況によっては、設置許可までの時間はかえって長くなるのではないかと懸念する。また、仮許可の申請において提示された供給価格が、FIP入札の上限価格とする仕組みとなっているが、そうすると2段階目のFIP入札の価格が仮許可申請時の価格に引っ張られることになり、時間経過によって生じるインフレのリスクは増大するのではないかと。2段階方式を採用する英国で、インフレや金利の上昇で事業を断念する事態が生じたことを考えると、最終投資判断時点で近い時点でFIP入札を行う2段階方式をとっても、政府が想定するインフレリスクの軽減効果が働くのか疑問である。2段階方式ありきの議論ではなく、価格入札後にインフレ調整ができる制度をまず検討するべきではないかと。	ご指摘の事項については、P10論点7に「事業リスクの低減の観点を踏まえつつ、国民負担の抑制が着実に図られるよう、更なる具体的な制度設計を進めていく必要がある。」と記載したとおり、今後詳細について検討を進めてまいります。
38	事業者間で区域の重複が生じた場合に、国は、長期的、安定的かつ効率的な実施の観点から、最も適切な者に対して仮の許可を付与する、としているが、どのような基準で選定をするのかははっきりしない。希望海域が重複し、選定されない場合のリスクを考えると、事業者間で事前に調整することを誘発し、公正な競争を歪めることにならないか危惧する。明確な価格競争がない中で事業者を選定する場合、重複区域の選定が当局の裁量にゆだねられ、透明性が担保されない。運用にあたっては明確な基準を事前に示すことを望む。	No20の回答のとおり。
39	開発の能力の無い企業が大企業の出資を受ける目的で「仮の許可」を多数申請したり、一部の企業が「仮の許可」を多数申請することにより、他の企業の開発が妨げられ、全体として洋上風力の開発が遅れることを防止するため、「仮の許可」の申請については、一事業者が同時に得られる「仮の許可」の総量、「仮の許可」の有効期限、一つの「仮の許可」を取り下げた際に次の「仮の許可」の申請となる条件、などについて厳格に設定して頂きたい。	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
40	「事業者間で区域の重複が生じた場合には、国は、長期的、安定的かつ効率的な実施の観点から、最も適切な者に対して仮の許可を付与する」について「最も適切な者」を選定する手続を明確化すべきである。	No20の回答のとおり。
41	国による「広域の候補海域」指定の際、国がその海域で操業する漁業者の特定や一定の調整を行うこととすべきである。	No24の回答のとおり。
42	事業者による海域の設定には一定の条件（出力や利用する海域の広さの上下限等）を設定することを検討すべきである。	No20の回答のとおり。
43	複数の洋上風力発電所が建設された場合に、洋上風力発電所同士が互いに影響しあい、発電量の減少を招くWake Effectが発生します。既存の募集区域の近隣や風上に新たな募集区域を設定した場合には、既存のプロジェクトの発電量に影響を及ぼすことが懸念されるため、発電所同士が互いに干渉することが無いように区域設定を行う、または、既存の発電所の発電量が減った場合に減少分を補填するような仕組みを作る必要があります。	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	(3) 論点3：募集区域の設定の考え方	
44	接続水域は募集区域に含まれるか、また、接続水域と接続水域外の排他的経済水域で、制度上取り扱いの差異の有無を明示いただきたい。	EEZには接続水域が含まれるため、本制度の対象となります。また、本制度における取扱いの差異は想定していません。
45	募集区域の判定基準の明確化 どのような基準にそって募集区域が選定されたのか、どのような意図があってそのエリアが対象となったのかの明確化をお願いしたい。 ガイドライン作成にかかる部分もあるでしょうが、日本国として、担当官庁として、そのエリアに設置することによって発生する海上航行、漁業等への影響を差し引いても、募集区域とした理由の明確化をお願いしたい。 加えて、浮体式洋上風力発電における限界設置基準等も教えていただきたい ・水深、離岸距離（ケーブル長さ）、送電方法（直流、交流） ・危険性の比較（浮体式と着床式、直流と交流、送電線の長さ、その他） ・予想発電効率（平均、強風時、その他）、予想稼働日数・時間/基（月毎） *) 設置する発電設備によって違いはあると思いますが、EEZに設置する予定の設備として、ご教示いただたく	ご指摘の募集区域の指定に当たっては、P5 論点3に提示しているとおり、国が事前調査を実施することとしております。事前調査を実施する際には、あらかじめ関係漁業者等への説明や確認等が必要と考えており、今後詳細について検討を進めてまいります。 限界設置基準等については、ご指摘の設置する発電設備自体のみならず設置する海域の気象・地形等の条件に因るところが大きいと考えられ、現状お示しできるものはありません。
46	国による募集区域の選定と、将来の洋上風力導入を見据えたマスタープランや系統整備計画を、一体的に進めるべきである。	大規模な洋上風力発電等の再エネの大量導入と供給の安定性強化に向けて系統整備は重要であり、電力広域機関において、2023年3月に、2050年カーボンニュートラルも見据えた将来的な系統の絵姿として、広域連系系統のマスタープランを策定したところです。今後、案件形成が進む洋上風力等によって発電された再エネも含め、全国大での再エネ利用が進むよう、マスタープラン等を踏まえた系統整備を進めてまいります。その上で、本検討に基づき、洋上風力等の導入が大幅に拡大するなど、マスタープランの前提条件が大きく変化したと認められる場合等においては、電力広域機関において、都度見直しの検討が行われるものと認識しています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
47	国で区域内に洋上変電所を設置いただき、事業者の事業範囲は洋上変電所への接続までとしていただくようお願いします。	EEZにおける募集区域で発電事業を実施する際の系統接続については、今後検討してまいります。
48	募集区域設定において「系統」が要件に含まれていないが、系統確保、アクセス線整備につき国及び事業者はそれぞれどのような役割・費用分担を担うのか明示いただきたい。	
49	国民負担抑制の観点から重複投資を避ける為に国が指定した広域の候補海域毎に、国主導の下、別プロジェクトとして洋上変電所及び陸地までの直流送電線を設置し、同海域内の各事業者の送電責務は左記洋上変電所までとする制度とすべき。或いは各事業者が水素や蓄電池等送電以外の輸送方式を選択する余地も残すべき。	
50	募集区域指定の前段として「セントラル制度に基づく風況・海底地盤調査」への言及があるが、系統確保の手続きは含まれないのか明示いただきたい。	ご指摘の事項については、P5論点3に「調査に当たっては、その実施体制を十分に確保していくとともに、その運用において整理すべき事項について、別途、検討を進めていく必要がある。」と記載しているとおり、ご指摘いただいた点も参考にしながら、今後詳細について検討を進めてまいります。
51	現行の洋上風力発電所の建設工事では、発電事業者が一般送配電事業者の陸上の既設ネットワークの受電地点まで、自営設備として整備する必要がある。EEZに展開すると、事業者側にて長距離、大規模容量のアクセス線も必要となり、事業費は確実に高くなると予想される。当然、事業者もコストダウンに向け努力するものの、全体のコスト削減を図る手段の一つとして、複数の洋上発電所が共通して利用できる共通設備（海底ケーブルや洋上変電所等）の構築が必要と考える。そのため、予め、共通して利用できる洋上ハブ変電所の設置や洋上O&M基地の設置を計画・設置することで、コスト低減に繋がるだけでなく、工事時期の短縮にもつながるため、電気料金の低減化や洋上風力の早期導入が可能となるため、設置の検討をお願いしたい。加えて、区域については、隣接地点の設定について検討願いたい。	No. 35の回答のとおり。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
52	連系可能時期の不確実性により、個別の洋上風力事業の運開時期にリスクが生じることを防ぐ観点から、2段階方式の下で実施される事業についても、国による系統確保スキームの対象とすることが必要ではないか。その場合、募集区域の設定時点では、当該区域からどれだけの容量がいつ接続するか未確定であるため、例えば、仮許可を受けた事業の進捗に応じ想定される運開時点・運開容量を把握し、国が暫定的な連系予約を行うことが考えられる。 同様の観点から、基地港湾についても、仮許可を受けた事業の進捗に応じ施工が予定される地域に立地する基地港湾を、当該地域に立地する事業の運開見込み時期に合わせて指定・整備することが必要ではないか。 特に浮体式洋上風力の市場形成の初期においては、多くの案件の運開がFIT/FIP 入札の結果によることが想定されることから、連系予約・港湾整備が必要となる地域を確度高く選定するためには、地域別でFIT/FIP の入札量を設定することも考えられるのではないか	ご指摘の国による系統確保については、P5 論点3に「調査に当たっては、その実施体制を十分に確保していくとともに、その運用において整理すべき事項について、別途、検討を進めていく必要がある。」と記載しているとおり、今後詳細について検討を進めてまいります。 基地港湾の指定・整備については、既存ストックを最大限活用するとともに、今後のEEZにおける案件形成の状況を踏まえ、計画的に整備を進めてまいります。
53	事前調査の結果（各省協議の実施の際に示され・分析された情報）や指定の過程はできる限り公開すべきである。	現行制度におけるJOGMECによるセントラル調査においても、調査データの取扱いに関しては、セキュリティ面で適切な対応が求められるため、広く一般公開することは考えておらず、EEZにおいても同様の対応を考えております。 また、募集区域指定の過程の公開については、公告縦覧でいただいた意見やその結果について公表するなど、今後詳細について検討を進めてまいります。
54	各省協議に留まらず、国にて利害関係者との丁寧な対話を重ねて頂き、その協議先・協議状況・協議内容を事業者が一段階目への申請検討時に把握できるよう、透明性を確保して情報提供してください。	募集区域の指定に当たっては、P5 論点3に提示しているとおり、国が事前調査を実施することとしております。事前調査を実施する際には、あらかじめ関係漁業者等への説明や確認等が必要と考えており、今後詳細について検討を進めてまいります。併せて、事前調査の際に国が取得した情報を、事業者に提供する点についても、検討を進めてまいります。
55	事業者が仮許可を受けるための海域設定を検討する際に必要となる予備調査は、国がセントラル方式の一環として実施すべきであるまた、予備調査実施のための利害関係者との推進も国が行うべきである。	P5 論点3のとおり、募集区域を指定する前段階で、国が気象や海象、海底地盤調査等について事前調査を実施することとしております。また、事前調査を実施する際には、あらかじめ関係漁業者等への説明や確認等が必要だと考えており、今後詳細について検討を進めてまいります。
56	従来より2段階方式を採る英国においても、海域リース権募集のラウンドごとに、ゾーニング段階で考慮される条件の粒度、その結果として設定される海域（今般の募集区域に相当）の広さは異なっている。2023 年に結果が発表されたリースラウンド4 では、ゾーニング調査の粒度は比較的粗く、募集対象の海域は広く設定されたのに対し、浮体式洋上風力を対象に現在実施されているリースラウンド5 では、ゾーニング段階でより詳細な制約条件を考慮することにより、募集対象の海域は狭く設定されている。 EEZ では風力発電と干渉する海域利用者の特定とその調整がより複雑になることを踏まえると、2段階方式におけるJOGMEC によるゾーニング調査は、英国のリースラウンド5 に相当する程度に詳細なものであることが望ましく、その調査手法を参照しながら、調査の仕様策定を進めることが望ましいと考える。また、調査期間と、JOGMEC の予算・要員が制約とならないよう、これを十分に確保することが必要と考える。	現行制度にて実施しているセントラル調査については、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針〔骨子〕（令和5年1月30日）」に記載されているとおり、「セントラル方式により実施する調査の方法及び仕様について、基本となる考え方（ベースライン）を「基本仕様」として整理したうえで、その基本仕様に基づき、調査区域ごとの個別状況を踏まえた具体的な調査内容を「個別仕様」として作成する」としています。いただいたご意見については、今後、EEZにおける詳細について検討をしていく上での参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
57	海域の指定の条件として、海洋環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと見込まれることが想定されているが、環境省はEEZの環境アセスについて、事前に現地調査を行わず、文献調査のみで済ませようとしている。国は気象・海象の調査のみならず、領海のケースと同様に、国が環境アセスの現地調査を行い、募集区域を指定すべきである。 また、漁業者の意見聴取をした上で募集区域を指定するとしているが、仮に漁業関係者の基本的な同意が取れていない段階で事業者の募集となると、仮許可を取得できたとしても、その後の協議会での調整段階で利用できる海域が大幅に縮小されるなど、事業計画の大幅な見直しが必要となる可能性もある。事業の予見性が確保できるよう、募集区域指定時には、漁業関係者との調整が困難と見込まれる区域が募集区域に含まれることのないよう事前の調整をお願いしたい。	ご指摘の洋上風力発電事業に係る環境影響評価の在り方については、中央環境審議会 総合政策部会 風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会において、新たな制度の検討が進められ、令和6年3月7日に答申が示されています。今後は、当該答申を踏まえ、政府において、適正な環境配慮を確保するための新たな制度の実現に向けた取組が進められる予定です。 また、ご指摘の募集区域の指定については、P5論点3に「区域内の漁業者等をはじめとした利害関係者からの意見を広く聴取するための公告縦覧に加えて、漁業、防衛レーダー、主要航路、海洋環境等について予め考慮するための各省協議を実施する」と記載しているとおり、利害関係者や各省協議での意見を踏まえ募集区域を指定していくこととしております。
58	漁業に関し、各省協議で何をどのように考慮するのか、その基準をどのように決定するのかを明確化すべきである。また、募集区域の設定手続に、漁業者も関与することとすべきである	募集区域を指定する際の各省協議については、現行制度においても、基本方針（令和元年5月17日閣議決定）に各省協議を実施する際の視点を記載しております。EEZにおいても同様に、その扱いについて、検討してまいります。 また、募集区域の指定に当たっては、P5論点3に「区域内の漁業者等をはじめとした利害関係者からの意見を広く聴取するための公告縦覧に加えて、漁業、防衛レーダー、主要航路、海洋環境等について予め考慮するための各省協議を実施する」と記載しているとおり、公告縦覧の際に漁業者等をはじめとした利害関係者から意見を広く聴取することとしておりますが、今後詳細についてガイドライン等に記載するように進めてまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	(4) 論点4：事業者の選定基準	
59	論点4の基準は、第2段階で適用されるのか。その場合、論点2の考え方に従えば、この段階で事業者は1社しかない。事業者選定の判定は、現行の公募占用指針の最低基準を満たしていれば良いと理解して良いか。	No2の回答のとおり。
60	原案では一般海域での公募指針の要件が記載されているが、二段階方式に当たっては、事業計画・事業性の検討が初期であるため、事業計画の裏付けが難しいことが予想される。選定基準につきその点を配慮いただきたい。また、事業計画の変更についても、一般海域より柔軟性を持ったものとしていただきたい。	
61	EEZにおける洋上風力発電事業者の適格性や事業計画に求めるべき事項は、領海内及び内水のケースとは異なる可能性が高いと考えます。従い、EEZでの事業者審査基準や重複時の選定基準、及び事業計画に求められる記載内容については、慎重なご検討を改めてお願いいたします。 ・理由 EEZで想定される事業の性質や選定プロセスは領海内のそれと明らかに異なっています（例：選定プロセス（1段階vs 2段階）の違いによる不確実性の違い、利害関係者の属性の違い、想定される事業規模や事業費規模の違い、水深や離岸距離等に起因する事業の複雑性や技術的難易度の違い、等）。	
62	2段階方式の趣旨は、海域利用権を早期から与えることにより、事業者が十分な期間をかけて調査・設計・調達を行い、FIDに近接した時点での確度の高い発電コストの見積もりに基づき、売電価格を決定できるようにすることにある。その趣旨を損ねないためには、海域利用の仮許可の際に国が審査する事業計画は、あくまで事業者の事業遂行能力を審査する上で必要な事項を審査するものとし、個別事業の経済性に影響する設備や施工計画等の技術的提案については、仮許可の期間を通じて事業者による最適化を許容することが望ましい。 仮許可における審査項目については、従来よりPQ方式が採用されている英国において蓄積があり、例えば、海域リース募集ラウンド5においては、洋上風力の事業経験、財務規模・健全性、「（募集海域によらない）概括的な施工計画」（ahigh-level programme schedule (which is PDA agnostic)）等が要求されている。	
63	浮体式が適用される海域については、浮体式洋上風力の事業実現能力を判断するための適切な基準を設定すべきである。	
64	P.6 論点4の対応案1項目「領海及び内水における選定基準や事業計画に求められる事項等（※）と同程度とする。」に関して ※で参照している促進区域の指定基準の四は系統接続を前提としているが、今後Power to X分野での技術革新の可能性も踏まえ、異なるエネルギー輸送方法にも対応できる記載に変更することをご提案します。	現行制度の領海及び内水と同様に、EEZにおいても海底送電線による電氣的接続を前提としております。将来的に想定される洋上風力と連携した水素生成や電気運搬船による輸送等の異なるエネルギー輸送方法については、その技術動向等を踏まえた上で検討してまいります。
65	系統に接続しないオフグリッドでの費消を前提とした事業計画も認められることを明記いただきたい。	No. 47の回答のとおり。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	(5) 論点5：利害関係者との調整	
66	広域の候補海域を設定する前に、影響を受ける可能性のある広範囲な漁業関係者および都道府県の意見を踏まえ、漁業に支障がないことが確認された海域に限定して「候補海域（募集区域）」とするべき	No24の回答のとおり。
67	公告縦覧による意見聴取だけでは不十分であり、関係漁業者等から「支障あり」旨意見があった場合は、関係漁業者との調整を尽くし、同意が得られた場合に限り次の手続きに進むべき また、省庁協議の前に、漁業関係者及び周辺の都道府県の意見を漏れなく収集し、これら意見を十分踏まえて省庁協議を行うとともに、意見者の同意納得が得られた場合に限り次の手続きに進むべき	No24の回答のとおり。
68	事業者に仮の許可を付与する前に、影響を受ける可能性のある広範囲な漁業関係者および都道府県の意見を踏まえ、漁業との調整を十分図るべき	海域の先行利用者である漁業等と共存共栄した発電事業を実現する観点が重要であることから、漁業関係者を含む利害関係者への丁寧な説明・確認が必要であると理解しております。ご指摘の点については、今後詳細について検討を進めてまいります。
69	協議会設置前に、影響を受ける可能性のある広範囲な漁業関係者および都道府県の意見を踏まえ、漁業との調整を十分図るべき	現行制度においても、あらかじめ協議会の構成員である関係漁業団体や専門家との意見交換を重ねた上で、協議会にて議論し整理しております。EEZにおいでも同様に考えておりますが、今後詳細について検討を進めてまいります。
70	利害関係者と発電事業者間の協議会に関して、協議が迅速に進むように、参加者の範囲、協議の進め方等を今後検討して欲しい。また、国の関与は必要であるが、国の人不足等が協議会の進行を遅らせることがないように、可能か限り発電事業者による利害調整が協議会の場以外でも行われるようにすべきである。	ご指摘の参加者の範囲、協議の進め方等については、P8 論点5に「利害関係者の範囲や特定方法、国や事業者の役割、協議内容等の具体的な運用に当たっての課題については、事業予見性や利害関係者等の対応コストにも影響するため、別途検討していく必要がある」と記載しているとおり、今後詳細について検討を進めてまいります。また、現行制度においても、あらかじめ協議会の構成員である関係漁業団体や専門家との意見交換を重ねた上で、協議会にて議論し整理しております。EEZにおいても同様に考えておりますが、今後詳細について検討を進めてまいります。
71	利害関係者の範囲 法定協議会における国、自治体による利害関係者との調整欄に“漁業の組織する団体、学識経験者等”の記載があるが、商船、客船等、海を利用し国益や一般の国民に貢献している者は多々いることを鑑みて、“商船、客船等の海洋を利用する事業者”も含めていただきたい。	法定協議会における利害関係者には、ご指摘の「商船、客船等の海洋を利用する事業者」も含むと想定しており、「海運事業者」を資料に追記します。
72	利害関係者との調整時期 調整は、募集区域の指定前に行うべきと考えます。 意見の聴取のみで形式上のものならないよう、ガイドライン等に沿い、仮許可がだせる事業（当該海域の利用者に影響を及ぼさない）事業である事を関係者で納得できるフローでの事業推進をお願いしたい。 その後の協議会において、事業担当者がガイドラインに沿った設置であること関係者にて確認していくようにすべきと考えます。	募集区域の設定は各省協議や公告縦覧を経て行うものです。 ご指摘の関係者が納得できる事業推進は重要な観点であると認識しており、募集区域の指定に当たっての具体的な運用の詳細については今後検討してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
73	工事期間における、船舶（商船、客船、漁船等）への影響 洋上風力発電設備の設置時期、工事内容に対しての海域利用者に発生する影響を明確にさせていただくようお願いしたい。 又、主要航路や良漁場において長期に影響を及ぼすような工程がある場合は、事業自体の再検討するよう規定していただきたい。	ご指摘の工事期間における船舶への影響については、P8 論点 5 に「利害関係者の範囲や特定方法、国や事業者の役割、協議内容等の具体的な運用に当たっての課題については、事業予見性や利害関係者等の対応コストにも影響するため、別途検討していく必要がある。」と記載しているとおり、詳細については今後検討してまいります。
74	洋上風力発電区域が設定され稼働した際の船舶航行への影響への考慮 洋上風力発電による国益は諒解しておりますが、設置により海域利用者が被る影響、被害の認識が不十分と考えます。 EEZエリアにて洋上風力エリア設定されることにより、船舶の航行距離の増大（燃料消費の増大）、幅員度の増大、衝突等の危険度の増大（商船、漁船）等を十分認識していただき、洋上風力発電設備の設置を判断いただきたい。	ご指摘の洋上風力発電が稼働した際の船舶航行への影響は、P8 論点 5 に「利害関係者の範囲や特定方法、国や事業者の役割、協議内容等の具体的な運用に当たっての課題については、事業予見性や利害関係者等の対応コストにも影響するため、別途検討していく必要がある。」と記載しているとおり、今後詳細な検討をしていく中で考慮いたします。
75	洋上風力発電施設の建設計画を考慮するにおいて、付近を航行する船舶の運航状況を十分に調査し、当該海域を極力避けることを基本とした上で、船舶運航者への十分な説明を行い、船舶の安全航行に支障がない事を確認したうえで検討を進めて頂く事を前提に以下の項目についてお願いしたい。 一 再エネ海域利用法に基づく区域について、協議会設置にあたり提供を受ける有望区域と付近航行船舶の航行帯が重なる海域における航行安全対策の検討を要望する。また、協議会設置にあたって提供される付近航行船舶のAIS航跡図に加えて、建設作業船舶、建設後の施設運営関連船舶の運航状況航行帯の予想図の提供を要望。 二 EEZにおける洋上風力施設建設案件同士の国による設置基準の決定。 三 再エネ海域利用法の基づく区域においての付近航行船同士の十分な避航操船可能海域と離隔距離の検討の要望並びに風車塔に対して必要・十分なAIS信号所の設置を要望。 四 EEZにおける洋上風力施設建設において、内航船を活用する場合、事業者に対する十分な支援体制の検討並びに当該事業により必要とされる船員を賄う、新規の船員教育施設の開設、乗組員定員・資格要求の緩和、自動運航船等の投入等を考慮した船員政策の要望。 五 再エネ海域利用法にもとづく洋上風力発電施設建設計画においては、関連する海外企業の安全基準に基づくなど、案件毎に偏った安全基準とならないよう考慮した、国内における当該基準の検討についての要望。	船舶の安全な航行を確保することは国際約束の履行の観点からも極めて重要であるため、EEZに設置される洋上風力発電設備に対する安全確保のための措置については、P6 論点 3 に「事業計画に求められる事項等の詳細については、募集要領を策定するなど、別途検討していく必要がある」と記載したとおり、御指摘の点を参考とさせていただき、今後詳細な検討を進めてまいります。 船員施策については今回の議論には含まれておりませんが、ご意見は承りました。
76	各省協議の中で、水産庁が漁業者の利益を代弁して、調整を行い、当該調整を経たうえで募集区域の設定を行い、この第一段階で漁業調整の大枠が完了するようにしていただきたい。EEZの海域は広大で、そのほんの一部の占用許可を与える区域を設定するのであるから、漁業調整まで国（水産庁と経産省）が主体となって区域の設定を行うのが本筋である。デンマークやオランダは海洋空間計画というコンセプトを使いそのような対応をしている。仮の許可を受けた事業者は漁業者等の利害関係人との調整を行わせることは現実的ではない。事業場所の提供を行うのは、その場所を管理している国の責務である。協議会においては仮の許可を受けた事業者との間で、当該事業者の洋上風力発電所のレイアウトに応じて細部を詰めるだけで十分とし、調整が整わないことにより、設置許可まで進めないリスクを極力少なくするべきである。多大なコストを投じて、結局設置許可まで進めないリスクがあるのであれば、事業者の事業意欲を削ぐことになる。	No24の回答のとおり。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
77	利害関係者を明確に定義していただくとともに、同意条件を事前に明確化していただくようお願いします。	No32の回答のとおり。
78	利害関係者は、区域内および基地港湾に関する関係者に限定していただくようお願いします。	
79	協議会の組成について 協議会では、仮の許可を得た事業者も構成員となり利害関係者との協議を行うとしている。また、事務局を国が行うとしている。一方で、具体的な役割については今後の検討課題としている。 国と事業者の役割について、ある程度の考え方を示していただきたい。	
80	本提案では、協議会において「風車を設置しないエリア」を検討することとされているが、当該エリアが膨大のため、採算性が無いことも懸念される。このような事態を避けるため、論点2に示された第1段階の公募時点で、国は、事前に漁業者・海運事業者等と調整し、「風車を設置しないエリア」を示されたい。	No24の回答のとおり。
81	本提案では、今後、「利害関係者の範囲や特定方法」を検討することとされているが、この行為については、発電事業者の業務の範囲を越えているものと考えられることから、国または新設を含め公的機関等により「利害関係者の範囲の確定及びその者の特定」を行われたい。	No32の回答のとおり。
82	都道府県や関係機関についても、例えば、領海における海底送電線のルートや基地港湾に関する検討状況を踏まえて、構成員として追加することが必要について、議論の方向は是とするが、検討状況を踏まえた追加ではなく、当初からメンバーとして規定するべきではないか。 また、海底送電線の敷設にあたっては、windfarm内の個別風車からのものはwindfarm全体で一本化するとともに、隣接するwindfarmについても、事業者が連携して出来るだけまとめた敷設となるよう指導することが必要ではないか。	仮許可事業者が提示する事業計画案については、海底送電線ルートやその陸揚げ場所について複数の案が提示される場合（複数の自治体に陸揚げする案）や、複数の基地港湾を活用候補として提示される場合が想定されます。このため、都道府県や関係機関については、協議会の場において、海底送電線ルートや陸揚げ場所候補、基地港湾候補の絞り込みが行われたタイミングで構成員として追加することを考えております。その上で、仮許可事業者が海底送電線や基地港湾などの候補の検討を進めていく中で、都道府県や関係機関を構成員に追加することも含め、今後詳細について検討してまいります。 また、海底送電線の敷設に係る事業者連携について、P8論点5に「募集区域内において活動する漁業者団体等が、仮の許可の付与を受けた複数の事業者と調整することとなった場合、当該漁業者団体等による対応コストが増大することが想定されるため、このような場合については、協議会の設置に際して、国が統一的な調整枠組を設けるなどの工夫をする」と記載しているとおり、国が設ける統一的な調整枠組の中で事業者間の調整をすることも含めて、今後詳細について検討を進めてまいります。
83	事業者は、その事業や漁業影響調査等の実施状況について、協議会に報告し、必要な措置を講じていく必要、について議論の方向は是とするが、事業期間（30年間）を通じた必要な項目・内容についての継続したモニタリングと、その結果を踏まえた対応が必要であることを明記することが必要ではないか。	現行制度においても、事業や漁業影響調査等の実施状況について、事業期間中毎年開催する協議会の場で事業者から報告することとしております。EEZにおいても同様に考えておりますが、今後詳細について検討を進めてまいります。
84	仮許可が出た後の利害関係者との調整につき言及があるが、仮許可「前」の段階で、事業者側で地元調整を行う必要があるか明示いただきたい。また、事業者による地元調整の有無や程度は、申請海域が重複した際の評価基準に含まれるか否か、明示いただきたい。	仮許可を付与する前の段階で、事業者が地元調整を行うことは想定しておりません。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
85	「利害関係者と発電事業に関し必要な協議を行う協議会を組織する。」 漁業を始めとするステークホルダーとの調整を、第1段階での仮許可後の協議会や、事業者任せにするべきではない。ステークホルダーとの調整の見通しがなく、第1段階で提案し、仮許可の期限を決められても、期間内の合意責任は一義的に事業者にあるのか。事業者はこの間、保証金を支払い、事前調査とは言え巨額の投資を決定した上で詳細調査、設計を行う。限られた期間内での協議となれば、投資をしていない交渉相手の方が強い立場になり、正当な交渉にならない。第1段階の入札以前に、大枠での調整を終了していなければ、予見性のある事業とはならない。国もしくは、国を代表する組織が第1段階の入札前に、利害関係者の意見集約と大枠での利害調整を実施してほしい。	No24の回答のとおり。
86	仮許可事業者選定後に利害関係者が増える事がない様、仮許可事業者選定までに利害関係先の特定を国が全責任をもって対応頂きたい。 また、事業者が協議会にて定められた要件を満たしたにも関わらず、利害関係者より同意を得られない場合においては、国が同意を出せる仕組みを整備頂きたい。	ご指摘の利害関係者の特定については、P8 論点5に「利害関係者の範囲や特定方法、国や事業者の役割、協議内容等の具体的な運用に当たっての課題については、事業予見性や利害関係者等の対応コストにも影響するため、別途検討していく必要がある」と記載しているとおり、今後詳細について検討を進めてまいります。 また、国、仮許可事業者及び漁業者団体等を構成員とした協議会の場にて協議を行うこととしており、協議会にて調整が調った場合には、事業者はその結果と整合的な事業計画等とすることで、設置許可を受けることができます。
87	募集区域の指定前に行う各省協議においては、防衛レーダー、漁業等の海域利用者との競合・干渉が生じる可能性がある海域を一律に募集区域から除くのではなく、当該海域利用者との協議を通じ、事業仕様等を調整することで協議が調った場合には、海域を事業に利用する可能性を残すことが必要ではないか。現状、洋上風力以外の海域利用者による何らかの利用実態がある海域においても、事業者負担を前提に、海域利用者側の施設や活動態様に対策を行うことを許容することで、海域利用者に実質的な不利益なく洋上風力との共存を図ることが可能と史料する。 例えば、英国においては、計画されている洋上風力により防衛レーダーへの干渉が生じると見込まれる場合、既存のレーダーの改修・増設・更新等を行うとともに、そのコストを洋上風力の経済性検討に含めて事業判断を行うことで、防衛と洋上風力を共存させる仕組みが採られている。	各省協議は、防衛政策や環境政策、水産政策などの観点から支障が見込まれるか否かについて関係行政機関の長に確認するプロセスです。このため、支障が見込まれると各省から意見のあった区域については、募集区域には含めません。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
88	仮許可後に設立される協議会の構成員となることが認められる利害関係者の範囲は、客観的根拠に基づき、当該地域の洋上風力により影響を受けると認められる者が対象となることを原則とすべきと考える。 また、協議会の構成員となることが認められる利害関係者の範囲は、地域によらず全国大で共通であることが望ましいことから、利害関係者の範囲を類型的に国が示すことや、各事業実施地域において海洋利用の実態がある利害関係者を特定するための標準的な調査手法や収集すべき資料等について、ガイドラインとして整備することが必要と考える。 また、漁業をはじめ洋上風力以外の海域利用者の多くについて、その活動実態を包括的・統一的に把握できる資料は整備されていないことが多く、当該海域利用者の自発的な協力を頼らざるを得ない状況が想定される。洋上風力以外の海域利用の実態把握に向けた協力について、これを法的義務として規定することは非現実的であるとしても、例えば、他国での取り組みも参照しつつ、国と関係団体で設立する合議体等における公的な協力合意を取り結ぶなどにより、海域利用の実態把握を容易化することが必要ではないか。	No32の回答のとおり。
89	利害関係者との調整は、国が事務局となって協議会で行うことになっているが、国は募集区域を指定した責任をもって協議会をリードし、募集区域指定時に特定された利害関係者（海域の発電利用を基本的同意）以外に、新たな利害関係者（漁業者）が加わるなどして調整が困難になる事態が生じないよう工夫していただきたい。 仮許可の段階で、協議会での調整の見通しがある程度担保されていないと、事業遂行のリスクは非常に高い。協議会で風車が設置できないエリアが大きく設定されることになれば仮許可申請時の事業計画は実行できない。協議会での調整は、仮許を得た事業計画を遂行するという前提での留意事項の確認にとどめるべきで、エリアの大幅変更や、利害関係者が協議会の参加を拒否するといった事態が生じないよう、国は協議会運営と利害関係者調整に強くコミットしていただきたい。	No24の回答のとおり。
90	EEZでは、漁業者との調整が領海以上に難航することが見込まれます。 例えば下記のような漁業者との調整を促進する仕組みの導入が必要であると考えます。 ①漁業者への影響は募集区域により大きく異なるものの、漁業補償の金額についてはEEZ内全域で一律の客観的な算出方法の指針を国が示す。 ②漁業者への影響は募集区域により大きく異なるものの、漁業補償の金額については国が海域ごとに一定の指針を作る。 ③漁業補償の金額について、短期間で裁定を下せる調停機関を設ける。	ご指摘の事項については、P8 論点5に「協議会では、現行制度と同様に、主に、漁業や船舶の航行等との関係から風車を設置しないエリア、工事時期や施工方法に関する条件、事業者が実施する漁業影響調査の内容・共生策等について議論する。」と記載しています。今後、詳細について検討してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
91	事業が遠洋から陸上まで幅広い地域に跨って行われることから、協議会の構成員が多岐にわたり、EEZ、領海、陸上のそれぞれで論点も大きく異なると考えられます。 無関係な議論への参加を避けるべく、協議会を区域ごとに分けて組織した方が良いのではないかと考えます。	No32の回答のとおり。
92	「国が統一的な調整枠組を設けるなどの工夫」については、漁業者や団体が、交渉窓口となる担当者を設置できるような仕組みや支援制度を準備することが考えられる。	
93	利害関係者の範囲を決める基準を可能な限り明確にすべきである。 漁業関係者の特定方法に関しては、業界団体または仮の許可を受けた区域で操業する漁業者による申告（AIS/VMSなどデータで提出）に限定するなど、データで定量的に特定することとすべきである。	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	(6) 論点6：事業規律	
94	事業者へ費用負担を求める場合は、その海域において当該事業者が計画する洋上風力発電施設の設置に個別に関係するものに限定することが必要である。 ・また、調査にあたっては、当該海域で操業する漁業者が持つ情報を活用するとともに、例えばVMS（vessel monitoring system）の活用など、漁業操業からの情報収集を促進するために、漁業者に設備の装備等のための資金的な援助を行うことも考えてもよいのではないか。	事業者への費用負担については、P9 論点6のとおり、調整や開発の途中段階において案件の放棄や売却を前提とした事業実施を防ぐための観点から、現行制度と同様に、①発電設備の設置に係る許可を受けた事業者に対して、セントラル方式による調査に要した費用の負担及び、②事業者による保証金等の支払いを想定しております。
95	事業承継につき、事業規模の大きさを鑑み柔軟性を持たせていただきたい。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 二段階方式により、初期検討から最終投資決定まで期間が長期にわたり、また案件規模が大きく事業費も増大が見込まれる為、事業開発・運営を円滑にするためにある程度柔軟な事業承継を認めていただきたいもの。	EEZにおける洋上風力発電事業の実施に当たっては、事業者の実績やノウハウに左右されるところが大きく、無条件で地位の承継を認めることは望ましくないと考えています。一方、発電設備を設置する者を募集するプロセスを一からやり直すと、手続コストが増大します。このため、事業承継を認めるのであれば、事業者の適格性等について、一定の基準を設ける等、厳格に審査する必要があると考えています。
96	「国による募集区域の検討や事業者による発電設備の設置に係る基本設計に使用可能な風況等のデータ（セントラル方式により取得するデータ）」と記載あるが、これはP12における「ゾーニングセントラル調査」のことを指しているのか明示いただきたい。	「ゾーニングセントラル調査」は、「ゾーニング」と「セントラル調査」のそれぞれ別の語を示しており、ご指摘の「セントラル方式により取得するデータ」は、「セントラル調査」により取得するデータです。
97	日本版二段階方式においては、海域リース料は、事業者の入力で決定するものではないと理解している。海域リース料については「②事業者による保証金等の支払い」の中で、保証金と合わせてルールとして定められるものと理解しているが、間違いないか。	第21回洋上風力合同会議(2023年12月25日)で議論しているとおり、国有財産法がEEZについては適用されないため、現状の領海内の占用料に当たるものを徴収することは想定しておりません。保証金の支払いについては、P9 論点6に「制度の詳細（保証金等の程度や事業者の責によらない場合の条件違反への対応の在り方等）」について、別途検討していく必要がある。」と記載しているとおり、今後詳細な検討をしてまいります。
98	「保証金等の程度や事業者の責によらない場合の条件違反への対応の在り方等について、別途検討していく必要がある」と記されているが、仮許可取得後の協議会での利害関係者との調整がうまくいかず、事業の遂行を断念せざるを得なくなった場合、こういった経緯や状況に陥った時に事業者の責となるのか、あるいはならないのか。事前にしっかり条件を提示し、事業者が一方的に責を負わないような仕組みを検討していただきたい。 また、仮許可は国側が事業遂行に一定のコミットをしたこと意味するので、国には、協議会での調整が滞りなく進むように、最大限の支援をお願いしたい。	御指摘の点については、P9 論点6に「制度の詳細（保証金等の程度や事業者の責によらない場合の条件違反への対応の在り方等）」について、別途検討していく必要がある。」と記載しているとおり、今後詳細な検討をしてまいります。また、国としても、協議会での調整が滞りなく進むように努めてまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
99	事業の継承者の適格性が厳格に審査される限りにおいて、事業の売却は許容された方が良いと考えます。 (理由) 事業売却時には、事業の売却先によるDue diligenceが行われることから、将来的に事業を売却可能とすることが、事業の健全性の向上や発電コストの低減、売電価格の適正化に繋がることが期待できるため。また、発電事業を組成する能力のある企業が早期に資金を回収し、次の事業の組成に経営資源を振り向けることが可能となり、日本全体として洋上風力発電開発を促進することができるため。	No. 95の回答のとおり。
100	セントラル方式により取得する風況等のデータの取得費用について、洋上風力発電事業者に全額負担を求めるのは適切ではないのではないか。また、環境配慮に関する調査も、発電事業者に負担させるのは適切ではない。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 風況や地盤等のデータは、洋上風力発電のほかさまざまな調査研究にも利用可能であり、国のリソースとしてできるだけ公開するなど最大限活用すべきである。その場合、洋上風力開発事業者のみが利益を享受するのではない。環境配慮に関する調査は、国が洋上風力を実施する海域を指定する際の環境配慮のために行うものであり、国がその責務を果たすための調査であるから、国が負担すべきである。その上で、環境保護のための調査研究に活用するなど、情報を広く国民に共有することが求められる。	セントラル方式により取得する風況等のデータの取得費用について、現行の領海及び内水においても洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針〔骨子〕に記載されるとおり、「JOGMEC は、再エネ海域利用法に基づく発電事業者公募によって選定された事業者に対し、調査に要した額を上限として、調査費用を請求することとし、選定後の費用請求を条件として、JOGMEC から事業者に対して調査成果物の提供を行う」こととしています。これは、調査成果は事業者が自社の事業計画の策定時に加えて、選定後に行う詳細設計の基礎情報として活用され、選定後は落選するリスクが消滅し、売電事業による利益を享受できる点を鑑みて、多額の国費投入に対する応益負担の観点から請求するものです。EEZにおける、セントラル方式に基づく調査についても、事業者のリスクの低減や利害関係者の負担軽減、事業規律の観点等も踏まえて、検討してまいります。 環境配慮に関する調査については、洋上風力発電事業に係る環境影響評価の在り方を検討している、中央環境審議会総合政策部会「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会において、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について」の検討が進められています。
101	系統整備の遅れによる事業開発の遅れは、事業者には帰責性がないものとして扱うべきである（仮の許可の失効時期への配慮や保証金の支払条件等で明らかにすべき）	御指摘の点については、P9 論点6に「制度の詳細（保証金等の程度や事業者の責によらない場合の条件違反への対応の在り方等）について、別途検討していく必要がある。」と記載しているとおり、今後詳細について検討をしてまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	(7) 論点7：FIT・FIP支援制度による事業者支援	
102	FIT・FIP制度による事業者支援 FIT/FIP制度が電気の使用者である国民負担の抑制を図ることができる制度としているが、着床式で採用されているFIP制度ではゼロプレミアム水準での入札とならざるを得ない。この場合、再エネ賦課金不要となり、国民の税負担は確かになるが、電気料金そのものの安定化にはならず、市場価格を抑制する効果はない。 また、入札事業者はFIP制度を利用せずに、PPAで売電することになり、より高額で、長く買ってもらえるオフテイカーを探す能力の競争になっている。 このため、事業者支援にもならないし、国民の電気料金負担の低減にも役に立っていない。 適正なFIT/FIP制度の運用による事業者支援と国民の電気料金負担の低減を両立させるべく、もう一度制度設計を見直すべき。 国民の電気料金負担の低減は、個人のみならず、電気を使って事業を行う産業界も当然含まれており、再エネ賦課金という見かけだけの負担低減ではなく、エネルギーコストの安定化を目指すべき。	
103	上限価格は撤廃すべきと考える。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 昨今の着床式含めた洋上風力発電事業のコストが大幅に上昇し、事業からの撤退が散見される中で、一部諸外国では補助金増額等の制度の見直しが起こっている。世界市場とサプライチェーンで繋がっているわが国では2023年11月14日第89回調達価格等算定委員会で設定された上限価格は依然下降傾向であり、実態を反映していない。この場合、上限価格の設定により主要機器の海外調達依存が増え、国内産業育成に障害が生じる。	御指摘の点に関しては、P10論点7において、「許可を受けた事業者がFIT/FIP制度に基づく支援を受けようとする場合、再エネ特措法に基づく入札への参加を求める。これにより、再エネ特措法において供給価格の入札を通じた価格競争を行うことが可能となり、安価に洋上風力発電事業を実施できる事業を決定し、電気の使用者である国民負担の抑制を図ることが可能となる。・・・具体的には、①発電設備の設置に係る仮の許可の付与の際にも、事業者に供給価格の提示を求め、②再エネ特措法に基づくFIT/FIP入札の上限価格については、「①において当該事業者が提示した額」と設定するなど、より国民負担の抑制につながる仕組とする。」としています。 長期的、安定的かつ効率的な事業実施の観点から適切な事業者に仮許可を付与するためには、仮許可申請段階で供給価格の提示を求め、その供給価格が上限価格以下であることを仮許可の基準として求めることが必要であると考えています。
104	第一段階において事業者が提示できるのは参考価格程度であり、これが当該事業者個別の上限価格となるのであれば、参考価格を上振れさせて提示することになり、国は適正な参考価格を知ることが困難になると思われます。例えば①第二段階の上限価格は当該事業者が参加した第一段階の募集ラウンドにおいて仮許可を得た複数事業者が提示した参考価格のうち最も高い価格にすること（ただし物価調整付き）、②第一段階で提示する参考価格が何かしらの形で仮許可審査基準に関わること、という条件が整えば、各事業者が参考価格を恣意的に操作する可能性が低減されないでしょうか。	その上で、事業リスクの低減の観点を踏まえつつ、国民負担の抑制が着実に図られるよう、今後、更なる具体的な制度設計を進めていきます。なお、事業者がFIT/FIP制度に基づく支援を求めずに事業を実施することを妨げるものではありません。
105	特に、仮許可の後、事業者が利害関係者調整等を実施することが想定されている2段階方式においては、仮許可時点での市場環境と、FIT/FIP 入札時点でのそれが大きく異なる事態が生じうるため、2月9日開催の洋上風力促進WGにおける委員の指摘と同じく、『原則として仮許可時点の供給価格をベースに、必要に応じ上限価格を調整する』方式が望ましいと考える。 売電価格自体についての競争性は、仮許可時点ではなく、FID に近接したFIT/FIP 入札ないしPPA 交渉において十分確保されることが考えられることから、仮許可時点で供給価格に上限を設ける実益は乏しいと思われる。寧ろこれにより、事業開始前のインフレリスクを生じさせることから、これを手当てすることが必要と考える。	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
106	FIT/FIPの支援を受ける場合は、再エネ特措法に基づく入札への参加を求める仕組みになっているが、価格競争と導入の加速のバランスをとるきめ細かな運用を求めたい。案件が多い場合、募集容量を絞れば、価格競争は機能し国民負担の軽減に寄与するが、初期の案件数が少ない段階で募集容量を絞れば、落札できないリスクは高まるばかりか、迅速な洋上風力の導入という政策目標実現の妨げとなる。技術的にリスクも高い浮体式の洋上風力については、少なくとも初期の段階においては、確実な導入を優先した募集容量で入札すべきではないか。 また、入札時の上限価格の設定は、仮許可申請時の供給価格に縛られることなく、入札時の物価やサプライチェーンの状況を十分考慮した上で設定すべきで、柔軟な対応を求めたい。	第20回洋上風力合同会議(2023年11月15日)で議論しているとおり、EEZにおける洋上風力発電の導入に向けては、①複数海域で大規模案件（GW級）を同時に形成するとともにリードタイムを短縮、②国民負担の抑制、③事業者にとって予見性のある仕組みの3点の同時実現を目指しています。政府の案件形成目標を達成するために、EEZにおける洋上風力発電の導入も図ってまいります。 また、FIT/FIP制度において、事業リスクの低減の観点も踏まえつつ、国民負担の抑制が着実に図られるよう、更なる具体的な制度設計を進めてまいります。 入札時の上限価格の設定については、No. 102の回答のとおり。
(8) (参考) 区域の設定から事業者決定までのプロセス (案)		
107	・仮許可を付与された事業者は、詳細設計のために自社での海域調査を実施しても良いという理解でよい。プロセス上は、p.11の③'で、詳細調査をしてもよいということ。	ご指摘の事項については、P4 論点2に「海域の先行利用者である漁業等と共存共栄した発電事業を実現する観点が重要であることから、事業者は利害関係者との調整を行う。また、事業者は、これと並行して、当該海域に係る詳細調査を実施。」と記載され、また、p.11の③'にも記載されているとおり、利害関係者との調整と並行して自社にて海域に係る詳細調査を実施することは可能です。ただし、海域調査の実施については、あらかじめ協議会において協議が必要と考えてます。
108	EEZのプロセス案において、国による「系統確保スキーム」は、どの段階で実施することを想定されているか。①募集区域の指定前か、仮許可後の③③'か。	ご指摘の国による「系統確保スキーム」については、その実施の有無や実施の時期等を含め、今後詳細について検討を進めてまいります。
(9) その他		
109	洋上風力発電の設置・運用基準（ガイドライン）の策定と周知徹底 これまで、様々な洋上風力発電案件に関し、相談を受けてまいりましたが、航行安全に関する基準について、国内ではガイドラインの策定がなされておらず、船舶通航の安全面に関する配慮がなされないまま事業が進んでおります。船舶は国内諸港への入港を待つ間、機関を停止し、整備作業や時間調整を行う場として利用する海域があります。また、台風等の影響を避ける為に外洋で航行する海域もありますことを十分に御考慮いただきたい。海外の洋上風力案件には、ガイドラインの基準に沿って事業が進められており船舶航行の安全にも十分に配慮されたものとなっております。商船、客船、漁船、その他の海上を航行する船舶の運航、避航、時間調整、作業に影響のでない、もしくは洋上風力発電の設置工事、運用、撤去において発生するであろう影響を最小化し、海の利用者が納得できるガイドラインの作成をお願いしたい。	船舶の安全な航行を確保することは国際約束の履行の観点からも極めて重要であるため、EEZに設置される洋上風力発電設備に対する安全確保のための措置については、P6 論点3に「事業計画に求められる事項等の詳細については、募集要領を策定するなど、別途検討していく必要がある」と記載したとおり、御指摘の点を参考とさせていただき、ガイドラインの作成等、今後詳細について検討を進めて参ります。
110	EEZに建設する洋上風力発電所からの送電システムは規模が大きくなるため、許認可、契約、建設に時間がかかると考えられる。発電所の運開と同時に供用開始するために国としてどのように計画・整備していく予定かをご教示いただきたい	No. 47の回答のとおり。
111	EEZにおける洋上風力発電の実施にかかる本議論は、いつ頃に結論を出し区域指定に向けたゾーニングセントラル調査を開始する予定なのか、スケジュールを明示いただきたい。	本検討に係るスケジュール及びセントラル調査の実施時期については、現段階では未定です。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
112	「洋上風力発電について、導入拡大の可能性やコスト競争力の観点、経済波及効果が期待されることから、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札として位置づけ」とありますが、「導入拡大の可能性」とはどんなことでも言えることで、意味がよく分かりません。 「コスト競争力の観点」っていうのは、我が国の風力発電導入費用は他国に対してコスト競争力あるということでしょうか？それとも、発電コストに競争力があるということでしょうか？もしそうであれば、FITの適用は不要ですね。風力発電設備は国産で賄えるのでしょうか？ほとんどが輸入品だったら、経済波及効果は限定的と考えられます。	洋上風力発電に係る導入拡大の可能性については、欧州を中心に世界で導入が拡大している中で、四方を海に囲まれた日本においても、2019年に施行された再エネ海域利用法に基づき、4.6GW分の案件形成が進捗しており、今後もさらなる導入拡大が見込まれています。 コスト競争力については、先行する欧州の事例を踏まえ、日本においても更なるコスト低減が期待されているものです。 経済波及効果については、洋上風力発電設備は、部品数が多く、また、事業規模も大きいことから、関連産業への波及効果が大きく、地域活性化にも寄与します。洋上風力産業ビジョン（第1次）（2018年12月）においても、産業界による目標設定として、国内調達比率を2040年までに60%にするという目標を掲げており、国としてもサプライチェーンの国内立地の促進に向けた支援を行ってまいります。
113	現行目標に上積みする形で、2035年までに20GW、2040年までに90GW（発電開始）という浮体式洋上風力導入目標を掲げる： EEZ活用にあたっては、2035年までに20GW、2040年までに90GWという浮体式洋上風力の導入目標（発電開始）を掲げることが必要だと考えます。 世界では既に浮体式洋上風力の市場獲得競争が始まっており、英国の35GW、韓国の19GWを始め、具体的な事業計画が積み上がっています。更に、米国は2035年までに15GWを導入し、価格を7割低減する目標を掲げ、北海周辺の9カ国は、2030年までに浮体式と着床式の合計で最低120GWを導入する旨に合意するなど、現在も政策や目標の明示が相次いでいます。 資料1頁に「2040年30？45GW目標を達成していくためには、開発に要するリードタイムを考慮し、世界第6位の面積を誇る我が国のEEZも視野に加速していく必要」とありますが、世界の状況に鑑み、日本が浮体式洋上風力を競争力のある産業へ育てるには、現行目標の内数ではなく、上積みする形での目標設定が必要と考えます。	洋上風力発電の案件形成目標については、洋上風力産業ビジョン（第1次）で提示しているところです。今後、浮体式洋上風力に特化した導入目標を策定していきます。
114	ロードマップの策定： 民間投資の動員に必要な投資予見性の担保のため、年間の案件形成規模、海域指定のスケジュール等が盛り込まれたロードマップの策定を求めます。このように、浮体式洋上風力を国家的プロジェクトとして進めるための具体的な道筋が示されることで、省庁間及び官民の連携の円滑化や民間の事業参画の後押しとなることが期待されます。	ご指摘のとおり、年間の案件形成規模等を示すことは重要であると認識しています。その上でどのような対応が可能かは、今後検討してまいります。
115	各案件規模を1GW以上を目安に設定： 浮体式洋上風力を価格競争力のある電源とするには、全体の導入目標だけでなく、各案件について一定の規模を担保することが重要です。現在、世界的な洋上風力市場の拡大で風車等の部品供給がひっ迫し、また、海外では1？2GW規模の案件が増加していることから、現在の日本で示される規模の案件では必要部品の調達が困難になっているという現実があります。規模の経済の発揮による価格低減と、部品調達の可能性を考慮し、各案件の規模について、1GWを目安に設定することを求めます。	第20回洋上風力合同会議(2023年11月15日)の資料3のP4に示しているとおり、EEZにおける洋上風力発電の導入に向けては、①複数海域で大規模案件（GW級）を同時に形成するとともにリードタイムを短縮、②国民負担の抑制、③事業者にとって予見性のある仕組みの3点を実現していくこととしております。このうち、①のとおり、GW級の案件形成についても目指すこととしております。